

平成 27 年度 第 2 回松江市入札監視委員会

議 事 概 要

開催日及び場所	平成 27 年 10 月 16 日（金） 松江市役所 本館西棟 5 階 防災センター	
委 員	委員長 朝田 良作（島根大学法科大学院教授） 委 員 安部寿鶴子（道の駅本庄企業組合専務理事） 上田 務（松江工業高等専門学校環境・建設工学科名誉教授）（欠席） 丑久保和彦（弁護士） 後藤 勇（公認会計士）	
審議対象期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 27 年 7 月 31 日	
報 告 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ● 落札率等の状況について ● 入札方式別発注工事等の状況について ● 指名停止等の運用状況について等 	
審 議 事 項	抽出案件数 5 件	
	一般	松江市立来待小学校大規模改修 2 期（建築）工事
	指名	松江市立東出雲中学校武道場非構造部材耐震補強（建築）工事
		玉湯まがたま学園整備工事基本設計業務委託
	随契	小泉八雲記念館再整備（展示）工事
	エコステーション松江火災復旧工事	（備考） 抽出の考え方（抽出担当委員） 次の点に着目し、案件の抽出を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ● 低入札価格調査が行われた ● 契約額が大きい ● 落札率が高い又は低い
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見又は勧告の内容	なし	

※ 参考までに、各抽出事案の「抽出事案説明書」を添付します。

抽出事案説明書

入札方式	一般競争入札
工事名	松江市立来待小学校大規模改修 2 期（建築）工事
工期	平成 27 年 7 月 7 日～平成 27 年 9 月 30 日
工事種別	建築一式工事
工事概要	<p>工事場所： 松江市宍道町</p> <p>事業概要： 来待小学校校舎の老朽改修工事を行うもの。</p> <p>棟別概要</p> <p>■教室及び昇降所棟 RC 造 3 階 台帳面積 1,626 m² 大規模改修…全面（児童クラブを除く） 屋上防水改修…全面</p> <p>■管理及び特別教室棟 RC 造 2 階 台帳面積 1,253 m² 老朽化している建具の改修</p> <p>■渡り廊下（開放） S 造平屋 老朽化している外装の改修</p>
入札参加資格	<p>① 格付け又は総合点数</p> <ul style="list-style-type: none"> ● A, B（総合点数 741 点以上） <p>② 営業所所在地</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建設業法に規定する主たる営業所を松江市内に有すること。 <p>③ 工事实績</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 元請又は共同企業体（経常 J V を除く）の構成員（ただし出資比率 20% 以上）として、平成 12 年度以降に完成した下記工事の施工実績があること。 国（公団、公社を含む）、都道府県（公社を含む）又は松江市（合併前の旧市町村を含む。松江市にあっては、公社等を含む。）発注の工事において、1 契約で 5000 万円以上の建築一式工事 <p>④ 配置予定技術者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請者との直接的かつ恒常的（開札の日以前 3 ヶ月以上）な雇用関係があること。 ● 一級建築士、1 級建築施工管理技士又は建築工事業に関し、これと同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣が認定した者であること。 ● 監理技術者にあつては、建築工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者であること。
入札参加資格設定	設定理由：「事後審査型制限付一般競争入札取扱方針」による。

の理由及び経緯	経緯：平成27年5月15日、一般競争入札資格審査委員会において審議の結果決定した。		
入札参加資格確認申請業者数	2者		
入札参加業者数	2者	無資格業者数	なし
予定価格（税込）	148,163,040円		
調査基準価格（税込）	133,346,520円		
契約金額（税込）	132,300,000円（落札率：89.29%）		
入札の経緯及び結果	<p>平成27年6月12日 開札</p> <p>総合評価値1位：（株）増原産業建設</p> <p>同2位：（株）植尾組</p> <p>いずれも調査基準価格未満であったため、両者について低入札価格調査を実施。</p> <p>平成27年6月30日</p> <p>低入札価格調査委員会及び事後審査の結果、1位の（株）増原産業建設を数値的判断基準未満であったため失格とし、2位の（株）植尾組に落札決定。（詳細は「入札調書」のとおり。）</p>		

抽出事案説明書

入札方式	指名競争入札
工事名	松江市立東出雲中学校武道場非構造部材耐震補強（建築）工事
工期	平成27年6月9日～平成27年9月11日
工事種別	建築一式工事
工事概要	<p>工事場所 松江市東出雲町</p> <p>東出雲中学校武道場の天井材が改正建築基準法（平成26年4月1日施行）に適合していないため、地震時の天井落下被害の軽減を目的に行う工事。 武道場の既存の天井材（吊り天井）を撤去の上、スラブ下を塗装する。 施工面積 272m²</p> <p>建物概要 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建、平成23年しゅん工</p>
工事のランク	A, B, C
指名業者数	15者
指名業者を選定した考え方	<p>市登録業者で建築一式工事に登録のある市内業者61者のうちから、下記を満たす56者をローテーションで選定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 主たる施工実績が建築一式工事であること。 ● 電子入札登録者であること。
入札参加業者数	1者
予定価格（税込）	11,375,640円
最低制限価格（税込）	10,152,000円
契約金額（税込）	11,340,000円（落札率：99.69%）
入札の経緯及び結果	平成27年6月3日 開札 株式会社 大前組に落札決定 （詳細は「入札調書」のとおり。）

抽出事案説明書

入札方式	指名競争入札
業務名	玉湯まがたま学園整備工事基本設計業務委託
履行期間	平成27年8月5日～平成28年3月30日
業務種別	建築関係建設コンサルタント業務
業務概要	<p>業務場所： 松江市玉湯町</p> <p>事業の目的： 施設の老朽化に伴う改築に当り、小中学校、幼稚園及び児童クラブを一体的に整備することで、施設間交流を促進する。</p> <p>業務概要： 下記建物の設計業務。</p> <p>新設（設計対象）建物と延床面積： 小学校校舎 6,642m²、幼稚園園舎 725m²、児童クラブ 250m²</p>
業務のランク	なし
指名業者数	9者
指名業者を選定した考え方	<p>市登録業者のうち、次の条件を満たす9者全者を指名した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市内に主たる営業所を有する事業者であること。 ● 建築士の資格を有する者が4名以上（うち一級建築士は2名以上）在籍すること。 ● 電子入札登録者であること。
入札参加業者数	9者
予定価格（税込）	円
調査基準価格（税込）	円
契約金額（税込）	11,880,000円
入札の経緯及び結果	<p>平成27年7月16日 開札</p> <p>落札候補者：株式会社 小草建築設計事務所。</p> <p>ただし、調査基準価格未満であったため、落札決定を保留し低入札価格調査を実施。</p> <p>平成27年7月30日</p> <p>低入札価格調査委員会の決定を経て上記落札候補者に落札決定。 (詳細は「入札調書」のとおり。)</p>

抽出事案説明書

入札方式	指名競争入札										
工事名	小泉八雲記念館再整備（展示）工事										
工期	平成27年10月7日（予定）～平成28年6月30日（9月議会議決をもって契約）										
工事種別	内装仕上工事										
工事概要	<p>工事場所 松江市奥谷町</p> <p>建物概要</p> <table> <tr> <td>展示室</td> <td>220m²</td> </tr> <tr> <td>収蔵庫・前室</td> <td>60m²</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール・ライブラリー</td> <td>70m²</td> </tr> <tr> <td>館長室、事務室、倉庫等</td> <td>50m²</td> </tr> <tr> <td>トイレ、エレベーター、廊下、ホール等</td> <td>260m²</td> </tr> </table> <p>主な工事内容：小泉八雲記念館再整備工事のうち、展示施設に係る工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 展示造作製作、グラフィック・サイン製作 ● レプリカ製作、映像音響機器製作 ● 映像音響ソフト制作、展示パーツ製作 ● 演出照明設備製作、収蔵庫製作 ● 展示ケース製作 <p>別途工事：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小泉八雲記念館再整備（建築主体）工事 ● 小泉八雲記念館再整備（電気設備）工事 ● 小泉八雲記念館再整備（機械設備）工事 	展示室	220m ²	収蔵庫・前室	60m ²	多目的ホール・ライブラリー	70m ²	館長室、事務室、倉庫等	50m ²	トイレ、エレベーター、廊下、ホール等	260m ²
展示室	220m ²										
収蔵庫・前室	60m ²										
多目的ホール・ライブラリー	70m ²										
館長室、事務室、倉庫等	50m ²										
トイレ、エレベーター、廊下、ホール等	260m ²										
工事のランク	なし										
指名業者数	5者										
指名業者を選定した考え方	市登録業者で内装仕上工事に登録のある43者のうちから、展示工事の実績がある5者全者を指名した。										
入札参加業者数	3者										
予定価格（税込）	271,694,520円										
最低制限価格（税込）	244,524,960円										
契約金額（税込）	264,600,000円（落札率：97.39%）										
入札の経緯及び結果	平成27年7月23日 開札 株式会社 丹青社 関西支店に落札決定 （詳細は「入札調書」のとおり。）										

抽出事案説明書

入札方式	随意契約
工事名	エコステーション松江火災復旧工事
工事種別	清掃施設工事
工事概要	<p>松江市西持田町</p> <p>平成 26 年 3 月 6 日にエコステーション松江にて発生した火災に伴う損傷個所の復旧工事。</p> <p>(1) 機械設備工事</p> <p>① 焼損したプラント機械設備の撤去工事</p> <p>② 焼損したプラント機械設備の据付工事</p> <p>(2) 建築工事</p> <p>① 焼損した建築屋根関係の復旧工事</p> <p>② 焼損した建築鉄骨関係の復旧工事</p> <p>③ 焼損した建築電気関係の復旧工事</p>
随意契約の理由	<p>火災による被災箇所部分の主体構造や機械器具を単純に交換するだけでなく、被災箇所以外の部分と結合し、再稼働できる状態にする必要がある。又、被災箇所以外の部分は現在稼働中であり、その支障にならないように復旧工事をする必要がある。</p> <p>これらの条件を満たして復旧工事を施工できるのは、建設時の設計・施工メーカーである川崎重工業株式会社関西支社のみである。</p> <p>適用条項</p> <p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号</p> <p>不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p>
契約業者名	川崎重工業株式会社関西支社
契約金額	<p>140,400,000 円 (契約金額÷予定価格=98.59%)</p> <p>予定価格 142,408,800 円</p> <p>調査基準価格 なし</p>
その他	<p>随意契約審査会承認日 平成 27 年 4 月 28 日</p> <p>契約日 平成 27 年 6 月 3 日</p> <p>工期 平成 27 年 6 月 4 日～平成 28 年 1 月 29 日</p>

1. 落札率等の状況について

(報告要旨)

【建設工事】

○落札率の推移

平成 27 年 4 月～7 月の落札率は、93.42%と前年度と比較して 1.88 ポイント上昇している。要因としては、個別案件として小泉八雲記念館関係の落札率が高い傾向にあったことや、26 年度は舗装工事など落札率の低い工事が全体の落札率を引下げており、その反動も一因と推測される。

○月別入札件数と落札率の推移

4 月から 7 月の入札件数は 68 件で、前年同期 77 件から 9 件減少している。

落札率は、今期平均と比べると 7 月が高く、4 月から 6 月は低い。7 月は小泉八雲記念館関係の落札率が高い。4 月は土木工事、5 月は建築工事が低い傾向にある。

○工種別落札率の推移

前年度と比較して、電気が高い。電気は公民館、支所等の複合施設への大規模改修工事が高い傾向にある。

土木、建築、管は低い。

土木について、4 月～7 月の期間で見ると、26 年度 46 件から 27 年度 29 件へ約 3 分の 2 に減少しており、競争が高まっていると推測される。

建築は 26 年度 JV による工事が全体の落札率を引上げており、今期は低下している。同様に、管は 26 年度執行した新体育館建設工事が 26 年度の落札率を引上げており、今期は低下している。

○価格帯別落札率推移

前年度と比較して 500 万未満、1000 万～2000 万、3000 万～7000 万、1 億～1 億 5000 万の価格帯で上昇している。

3000 万～4000 万円は建築と管の 2 件、4000 万～5000 万円は管、5000 万～6000 万円と 6000 万～7000 万円は電気である。1 億円～1 億 5000 万円は建築工事、1 億 5000 万円以上は建築 2 件と内装仕上 1 件である。

【業務委託】

○落札率の推移

平成 27 年 4 月～7 月の落札率は、85.73%で、前年度と比較して 2.86 ポイント低下している。主な低下理由は、土木設計と建築設計で各 1 件低入札価格調査を行った業務が全体の落札率を引下げている。

○月別入札件数と落札率の推移

4 月から 7 月の入札件数は 22 件で、前年同期 50 件より 28 件と大きく減少している。

落札率は、今期平均と比べ 5 月と 6 月が高く、7 月が低い。6 月は測量と土木設計が高い傾向にある。7 月は低入札価格調査を行った建築設計が落札率を引下げている。

○業種別落札率の推移
前年度と比較し測量や土木設計、補償が高く、建築設計が低い。
測量は地籍調査である。建築設計は低入札価格調査を行った業務が引下げている。

○価格帯別落札率推移
前年度と比較して落札率は、500万～1000万円は高く、500万円未満と1000万～2000万円は低い。
1000万～2000万円は土木設計の3件、2000万～3000万円は低入札価格調査を行った建築設計である。

2. 入札方式別発注工事等の状況について

(報告要旨)

4月から7月の状況について、工事の一般競争入札は、前年同期と比較し2.71%低下し、指名は2.24%上昇している。業務の指名は2.36%低下している。

工事について工種別でみると、土木の落札率が低く、続いて建築が低い傾向がある。

質 問 及 び 意 見	回 答
○ 全体として発注件数が少なくなっているという事か？	○ はい。工事、業務委託とも減っている。

【審議事項について】

1. 一般競争入札【松江市立来待小学校大規模改修2期（建築）工事】

平成27年7月7日から平成27年9月30日までの夏休み期間を中心とした工事。

入札経緯及び結果：

平成27年6月12日 開札

総合評価値1位：(株)増原産業建設

同2位：(株)植尾組

いずれも調査基準価格未満であったため、両者について低入札価格調査を実施。

平成27年6月30日

低入札価格調査委員会及び事後審査の結果、1位の(株)増原産業建設を数値的判断基準未満であったため失格とし、2位の(株)植尾組に落札決定。(詳細は「入札調書」のとおり。)

詳しくは、抽出事案説明書の通り。

質 問 及 び 意 見	回 答
○ 低入札価格調査が行われた理由について。 「松江市建設工事低入札価格調査制度実施要領」第4条（調査基準価格の決定）が適用されるとして、当該「松江市立来待小学校大規模改修2期（建築）工事」の落札率89.29%だが、当該工事の調査基準価格が予定価格の90%と高いために設定されたために、低入札	○ お見込みの通り、直接工事費の割合が高い。直接工事費102,702,327円が予定価格（税抜）137,188,000円に示す割合は74.86%である。本工事の工事内訳を「松江市建設工事低入札価格調査制度実施要領」第4条に基づき計算すると、124,516,430円と90.76%となる。ただし、同条の規定により「その額が予定価格に10分

<p>価格調査が行われたのか？ それほど直接工事費及び共通仮設費の割合の高い工事なのか。</p>	<p>の 9 を乗じて得た額を超える場合にあつては予定価格に 10 分の 9 を乗じて得た額と」するため、予定価格の 90%に当る 123,469,000 円を調査基準価格とした。</p> <p>なお、調査基準価格が予定価格の 90%というのは、他の建築一式工事に比べ著しく高いとは言えない。調査基準価格又は最低制限価格 (B) が予定価格 (A) の何パーセントに相当するかについて工種別に分類すると、建築一式工事における B/A は 89.93%であり、本工事における B/A 90%は平均よりやや高い程度である。</p> <p>土木系の工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、ほ装工事）では B/A が低く、建築系の工事（建築一式工事、電気工事、管工事、塗装工事、内装仕上工事）では B/A が高い。</p>
<p>○ 失格・無効数（1社）の理由について当該工事において失格・無効が1社あるが、どのような理由か。</p> <p>「松江市建設工事低入札価格調査制度実施要領」第5条（最低制限価格の適用除外）で、調査基準価格を設ける工事は、最低制限価格を設けないとされている。</p>	<p>○ 当該1社は、低入札価格調査の結果、数値的判断基準未満となり失格となったものである。共通仮設費率分及び一般管理費が、それぞれ市が設定する数値的判断基準を下回ったため、失格となった。</p>
<p>○ 低入札価格調査制度というのは全国的な基準があつてそれに基づいて行っている制度と解釈してよろしいか？</p>	<p>○ 制度を決めたのは松江市であるが、全国的なモデルがあり、それを参考に決めている。</p>
<p>審議結果：全委員了承</p>	

2. 指名競争入札【松江市立東出雲中学校武道場非構造部材耐震補強（建築）工事】

（説明要旨）

平成 27 年 6 月 9 日から平成 27 年 9 月 11 日までの夏休み期間を中心とした工事。

工事概要：

工事名にある「非構造部材」の説明をする。まず構造部材であるが、これは柱、梁など建物を支持する部材である。これに対し非構造部材は構造部材を除く部材であり、本工事においては天井を指す。過去に仙台市において吊り天井が落下した事故があつた。これを受け建築基準法が平成 26 年 4 月 1 日に改正された。

東出雲中学校武道場の天井材が改正建築基準法に適合していないため、地震時の天井落下被害の軽減を目的に行う工事である。具体的には武道場の既存の天井材（吊り天井）を撤去の上、スラブ下を塗装する。

詳しくは、抽出事案説明書の通り。

<p>質 問 及 び 意 見</p>	<p>回 答</p>
--------------------	------------

<p>○ 入札参加業者数が1社である理由について。指名業者数は15社であるが、入札参加業者数は1社であった理由は何か。落札業者1社の落札率は99.69%と高いが、予定価格が低すぎることはなかったのか。</p>	<p>○ 当該入札は2回目の入札で落札決定した。入札参加業者1社とは、2回目の入札参加業者数である。1回目の入札には6社参加した。2回目の入札において他の5社は辞退したか入札書を提出しなかったため、結果として1社のみが参加した。</p> <p>落札率が高い理由だが、1回目の入札で予定価格を超過していたことにより2回目を実施したものであり、入札者が1回目 비해極端に入札金額を下げること(例えば1回目の入札金額の2割引3割引にするなど)は考えにくい。ため、必然的に落札率は高くなる。</p> <p>辞退者が多い理由について、次の通り推定する。すなわち、夏休み期間を利用した工期の短い工事であり、2回目辞退された業者は手持ち工事があり余裕がなかったのではないかと推定する。一方、落札者の(株)大前組は、中学校建設時の施工業者であることから、受注意欲が高く応札したのではないかと思わる。</p> <p>なお、このように夏休み期間を利用した耐震補強工事が、今年度7件発注されている。</p>
<p>○ 説明があつて再入札という状況が分かった。資料のうち一覧表だけを見ると最終的な結果だけが掲載されており、1回目の入札状況がわからない。今後は備考に「2回目の入札により落札」と記載するなど、工夫してほしい。</p>	<p>○ 次回会議からは資料を工夫し改善したい。</p>
<p>○ 本工事は15者指名し、1回目6者、2回目1者の応札ということだが、他の耐震補強工事も同様な傾向か? 例えば揖屋小学校はどうか? 7件発注したということだが、本工事はそのうち何番目に発注したのか? 入札のたびに参加者が徐々に減ってきているのか?</p>	<p>○ 他の耐震補強工事は参加者が多い入札、少ない入札様々だが、指摘のあった揖屋小学校については同じく2回目の入札で落札し、1回目3者、2回目1者の応札と、本工事と同様な傾向であった。これらの耐震補強工事はすべて同時期(5月下旬~6月上旬)に発注しているため、参加者が徐々に減るなどの傾向はみられない。</p>
<p>審議結果：全委員了承</p>	
<p>3. 指名競争入札【玉湯まがたま学園整備工事基本設計業務委託】</p> <p>(説明要旨)</p> <p>業務概要： 幼・小・中一貫教育推進のため、現玉湯中学校隣接地に小学校校舎および幼稚園園舎を建築するもの。その基本設計を設計事務所に委託するもの。</p>	

入札の経緯及び結果：

平成 27 年 7 月 16 日 開札

落札候補者：株式会社 小草建築設計事務所。

ただし、調査基準価格未滿であったため、落札決定を保留し低入札価格調査を実施。

平成 27 年 7 月 30 日

低入札価格調査委員会の決定を経て上記落札候補者に落札決定。

詳しくは、抽出事案説明書の通り。

質 問 及 び 意 見	回 答
○ 落札率が低い理由について落札率が 50%強と低い。入札金額の分布はどのようになっているのか。 予定価格の算定に問題はないか。	○ 入札金額の分布については入札調書を参照。 予定価格の算定について。 設計額（＝予定価格）を、「松江市建築工事設計業務等積算基準」及び「松江市建築工事設計業務等積算要領」に基づき適正に算定しているため問題はない。 直接人件費については市の設計額と落札者の見積額はほぼ同額であることから、適正な算定であることの裏付けであると考えられる。落札者は、強い受注意欲を持ち、経費を非常に低く見積もって応札したため、落札率が非常に低くなった。 設計業務は、単に図面を書いたり計算をしたりといった作業を行うだけでなく、検討やトライ・アンド・エラーが含まれる。このトライ・アンド・エラーの金額的な担保が経費に含まれている。このため、経費の合計額は直接費の 100%以上となることが多く、本業務においても 100%を超えている。にもかかわらず、落札者が非常に低い経費を見積もったということは、①強い受注意欲を持っていたこと、②落札者が「学校的设计業務のノウハウを持っておりトライ・アンド・エラーの部分を小さくできる。」と判断したこと、によるものと推定する。
○ 指名業者数の決定について 当該業務委託は、指名業者数 9 社、有効入札業者数 8 社であるが、「松江市建設工事入札参加者等選定要領」第 5 条第 3 項では、「測量業者等の入札参加者は、業務ごとに業務の種類、規模、内容等を十分考慮した適切な数を選定する。」と規定されている。当該業務委託は 9	○ 測量・建設コンサルタント業務の選定については、業種ごとに下記の 2 つの内規により選定している。 測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償業務…「松江市建設関係コンサルタント業務等委託における入札参加者選定の運用基準」

<p>者が適切な数であるのか。</p>	<p>建築関係建設コンサルタント業務…「松江市建築設計業務・設備設計業務委託入札参加者等選定の運用基準」</p> <p>当該業務は、建築関係建設コンサルタント業務であることから、「松江市建築設計業務・設備設計業務委託入札参加者等選定の運用基準」により指名選定を行った。</p>
<p>○ 土木課発注の2:土木「玉湯まがたま学園整備測量調査業務委託」では指名業者数は20社であるが、この入札では20社が適切な数とされたのか。</p>	<p>○ 当該業務委託は、土木関係建設コンサルタント業務であることから、「松江市建設関係コンサルタント業務等委託における入札参加者選定の運用基準」により選定した。</p> <p>本運用基準において、土木関係建設コンサルタント業務等委託の指名基準数は、設計金額1000万円以上の場合で指名基準数15者以上としている。さらに、平成22年度以降は20者指名する運用としている。当該業務委託においても20者指名としており、適切と考える。</p> <p>なお、土木関係建設コンサルタントと建築関係建設コンサルタントとでは、業者数が異なること、発注件数（平成26年度実績で土木43件、建築15件）が異なることから、異なる運用としている。</p>
<p>○ 低入札価格調査の具体的調査数値について。当該案件が、「松江市建設関連業務委託低入札調査試行要領」第8条（数値的判断基準）の各基準を満たしていることを提示していただきたい。</p>	<p>○ 人件費相当額の90%以上（第8条第1項第1号）</p> <p>市設計額のうち人件費相当額÷入札金額＝132% OK</p> <p>上記において、入札者の人件費相当額については、低入札価格調査時に提出させた業務内訳書により確認した。</p> <p>業務価格の50%以上（第8条第1項第2号）</p> <p>市設計額のうち業務価格÷入札金額＝50%強 OK</p> <p>以上の結果、数値的判断基準の各基準を満たしている。</p>
<p>審議結果：全委員了承</p>	

<p>4. 指名競争入札【小泉八雲記念館再整備（展示）工事】</p>
<p>（説明要旨）</p>
<p>工期：平成27年10月7日～平成28年6月30日（9月議会議決をもって契約）</p>
<p>主な工事内容：小泉八雲記念館再整備工事のうち、展示施設に係る工事</p>

- 展示造作製作、グラフィック・サイン製作
- レプリカ製作、映像音響機器製作
- 映像音響ソフト制作、展示パーツ製作
- 演出照明設備製作、収蔵庫製作
- 展示ケース製作

指名業者の考え方：

市登録業者で内装仕上工事に登録のある 64 者のうちから、展示工事の実績がある 5 者全者を指名した。

詳しくは、抽出事案説明書の通り。

質 問 及 び 意 見	回 答
<p>○ 指名競争入札になった理由について。 指名競争入札は予定価格が 20 百万円未満の工事であると規定されているが、契約金額が 264 百万円で一般競争入札でない理由は何か。ホームページにおいて、「ただし、発注予定金額 20 百万円以上であっても、施工可能な事業者が限定される工事については指名競争入札」とされていることによるのか。</p>	<p>○ 本工事は、工事内容に展示造作、グラフィック・サイン・レプリカ作製、映像音響機器・ソフト制作、演出照明設備、展示ケース作成等を含み、専門的な知識が必要でかつ特殊な工事である。したがって施工実績のある業者が限定されるため、「松江市建設工事事後審査型制限付一般競争入札執行要領」第 2 条但し書きの規定により指名競争入札とした。 なお、近年発注した松江歴史館、松江ホーランエンヤ伝承館も同様な理由で指名競争入札としている。</p> <p>「松江市建設工事事後審査型制限付一般競争入札執行要領」第 2 条 この要領の対象となる工事は、原則として請負対象設計金額が 2000 万円以上の工事とする。ただし、災害等により緊急に工事を発注する必要がある場合、特殊な工事の発注において入札参加者が限定される場合その他市長が特に認めた場合はこの限りでない。</p>
<p>○ 指名業者数が 5 者と少ない理由について。 「松江市建設工事入札参加者等選定要領」第 5 条第 2 項では、「格付けを行わない工事種別の入札参加者は、工事ごとに工事の種類、規模、内容等を十分考慮した適切な数を選定する。」と規定されている。 当該工事は、「内装仕上」であり、「登録工事業者分類表」では市内事業者 21 社、市内事業</p>	<p>○ 先の回答の通り、この工事は展示工事という特殊な工事であることから、通常の内装工事業者は専門的知識や実績のある業者でないと判断した。このため、施工可能な業者で近年松江市が発注した松江歴史館や松江ホーランエンヤ伝承館で指名した業者（5 社）を指名したものである。</p>

<p>者以外 43 社、合計 64 社あるが、指名業者は 5 者である理由は何か。</p> <p>工種は「内装仕上」だが、工事は（展示）なので、施工可能な事業者が限定される工事であり、一般競争入札ではなく、指名競争入札となり、又施工可能な事業者が 5 者のため、指名業者数が 5 者となったのか。</p>	
<p>○ 抽出しなかったが、建築課発注、塗装「松江市立宍道小学校校舎外壁改修工事」も契約金額 25 百万円であり、20 百万円以上であるが、指名競争入札となっている理由は何か。又、「塗装工事」は市内事業者 30 者、市内事業者以外 58 者、合計 88 者であるが、指名業者数は 7 者である理由は何か。</p> <p>当該「松江市立宍道小学校校舎外壁改修工事」が、一般的な外壁改修工事であれば「施工可能な事業者が限定される工事」とは考えられないし、指名に当たっても「施工可能な事業者」が 7 社しかないとも思われない。</p>	<p>○ 松江市立宍道小学校校舎外壁改修工事においては、「松江市建設工事入札参加者等指名競争に係る業者選定の運用基準」により、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「塗装工事業」の建設業許可を受けたもので直営による建築塗装工事の施工実績があること。 2. 1 級建築塗装技能士の有資格者を常勤雇用していること。 <p>を条件としている。</p> <p>上記の条件を満たす業者は市内に 7 者しかいないため、7 者全者を指名した。</p>
<p>○ 本工事を一般競争入札ではなく指名競争入札にした理由が、執行要領第 2 条の但し書きに該当するとのことだが、これをどういう手続きをもって確認するのか？</p>	<p>○ 内部委員会である指名審査会の場で審議し、承認された。この場で本工事を指名競争入札に付すること、指名業者を当該 5 者とするを審議し承認している。</p>
<p>○ 特殊な工事のようだが、例えば映像音響関係には、知的財産や著作権が関係する工事か？</p>	<p>○ 展示資料全体に著作権や著作権が関係している。</p>
<p>○ ということは、そのような著作権の取扱いを熟知している業者を指名したということで理解してよろしいか？</p>	<p>○ はい。</p>
<p>審議結果：全委員了承</p>	

5. 随意契約【エコステーション松江火災復旧工事】

(説明要旨)

平成 26 年 3 月 6 日にエコステーション松江にて発生した火災に伴う損傷個所の復旧工事。

(1) 機械設備工事

- ① 焼損したプラント機械設備の撤去工事
- ② 焼損したプラント機械設備の据付工事

(2) 建築工事

- ① 焼損した建築屋根関係の復旧工事
- ② 焼損した建築鉄骨関係の復旧工事
- ③ 焼損した建築電気関係の復旧工事

随意契約の理由：

火災による被災箇所部分の主体構造や機械器具を単純に交換するだけでなく、被災箇所以外の部分と結合し、再稼働できる状態にする必要がある。又、被災箇所以外の部分は現在稼働中であり、その支障にならないように復旧工事をする必要がある。

これらの条件を満たして復旧工事を施工できるのは、建設時の設計・施工メーカーである川崎重工業株式会社関西支社のみである。

詳しくは、抽出事案説明書の通り。

質 問 及 び 意 見	回 答
<p>○ 随意契約となった理由について。 備考に地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号によるとされている。同号の規定は、「その性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき」とされている。「エコステーション松江火災復旧工事」のどのような性質又は目的が一般競争入札に適さないのか。</p>	<p>○ 火災による被災箇所部分の主体構造や機械器具を単純に交換するだけでなく、被災箇所以外の部分と結合し、再稼働できる状態にする必要がある。また、被災箇所以外の部分は現在稼働中であり、その支障にならないように復旧工事をする必要があるため。 それらの条件を満たして復旧工事をできるのは、建設時の設計・施工メーカーである川崎重工業（株）のみである。 特に被災箇所部分の一部である処理プラントは、川崎重工業（株）の特許であり、他者では施工できないことから、川崎重工業（株）と随意契約した。</p>
<p>○ 当該清掃施設の元々の工事業者は、この度の請負業者と同一か。又、元々の工事契約金額はいくらか。</p>	<p>○ 川崎重工業（株）で同一業者。 工事金額 ¥3,150,000,000-（消費税¥150,000,000-）</p>
<p>○ もし、火災復旧工事で緊急に実施しなければならなかったとしたら、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当するのではないか。</p>	<p>○ 本工事は先に述べた理由から建設時の設計・施工メーカーである川崎重工業（株）しか施工することができない。したがって、適用条項は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号である。 なお、本施設については、処理ラインの設備だけでなく建屋の一部も被災しており、建屋の被災範囲を特定する方法の検討に 3 ヶ月程度の期間を要した。又、現状復旧案だけでなく、処理ラインを縮小して復旧させる方法や、外部に処理委託する方法などの比較検討にも 3 ヶ月程度の期間を要した。このような経緯から、火災発生から本工事の着工までに相当の期間を要しており、第 5 号の「緊急の必要により…」には当たらないと考える。</p>

審議結果：全委員了承	
【報告事項】	
1. 指名停止等の運用状況について	
平成 27 年 4 月 1 日から 7 月 31 日の間に、指名停止を行わなかった。	
2. 有効入札者が 1 者又は 2 者の入札の状況	
<p>「有効入札者が 1 者又は 2 者の入札の状況」について、毎年 1 回本委員会の場で報告している。今回は、昨年度平成 26 年度の状況について報告する。</p> <p>該当工事は 56 件であり、全体件数 242 件の 23%、約 4 分の 1 である。なお、この 56 件には、入札を 2 回行い、1 回目は 3 者以上であったが、2 回目の入札で 1 者又は 2 者となったものを含んでいる。一昨年度平成 25 年度も全体の約 4 分の 1 であり、一昨年度と昨年度ではほぼ同様の傾向がある。</p> <p>落札率は 97.79%と全体平均 91.54%に比べ 6.25 ポイント高い。</p> <p>工種別については、電気工事の 50%、建築一式工事の 46%が高く、ほ装工事は該当なしと低い。一昨年度については建築一式工事が 54%と高く、ほ装工事は 7%と低い。建築一式工事が割合として高く、ほ装工事が低いとはいえると思うが、他の工種については特徴がみられない。</p> <p>契約金額別では昨年度、一昨年度とも 2000 万円以上の工事において 4 割前後と高い割合を示す。昨年度も説明したが、2000 万円以上は原則一般競争入札であることから、本当に落札したい業者しか応札しないのに対し、2000 万円未満は指名競争入札であることから、受注意欲はさほど高くないが指名された以上辞退するまでもない業者が応札したことから、このような結果になったものと推定する。</p> <p>月別では 11 月・12 月で 4 割前後と高い割合を示す。一昨年度は 12 月・1 月で高い割合を示しており、時期は若干ずれるものの年度末に近づくにつれ、手持ち工事が増え入札参加者が減ることにより、高い割合を示すものと推定する。</p>	
【その他】	
<p>[次回開催予定について]</p> <p>・平成 28 年 1 月又は 2 月に開催することとし、日時は事務局で調整する。</p>	
以上	